

【ご注意】熊本商工会議所管内の事業者様を対象とした情報を掲載しております。

熊本県中小企業者向け制度融資のご案内 (新型コロナウイルス感染症対策の資金繰りについて)

202003249

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した県内中小事業者に対する緊急の資金繰り支援のため、令和2年3月2日月曜日から新たな県融資制度が開始されております。(※3月24日情報更新)

【制度の概要】

熊本県金融円滑化融資制度			
	(1)県独自分	(2)国指定分 (セーフティネット保証4号)	(3)国指定分 (危機関連保証)
利用の要件	直近1か月の売上が前年同月比が減少 又は 今後2か月の売上見込みが前年同月比で減少	直近1か月の売上が前年同月比で減少(20%以上) かつ 今後2か月の売上見込みが前年同月比で減少(20%以上)	直近1か月の売上が前年同月比で減少(15%以上) かつ 今後2か月の売上見込みが前年同期比で減少(15%以上)
融資限度額	8,000万円(通常枠)	8,000万円(特別枠) (1)と(3)を併せて2.4億円	8,000万円(特別枠) (1)と(2)を併せて2.4億円
融資期間	1～10年(据置期間1年以内)		1～10年 (据置期間2年以内)
上限利率	3年以内 固定 年1.70%以内 5年以内 固定 年1.90%以内 7年以内 固定 年2.00%以内 7年超 固定 年2.30%以内 ※熊本市の事業者分の利子については、熊本市より3年間の利子全額補給あり。	3年以内 固定 年1.50%以内 5年以内 固定 年1.65%以内 7年以内 固定 年1.80%以内 7年超 固定 年2.00%以内 ※熊本市の事業者分の利子については、熊本市より3年間の利子全額補給あり。	
保証利率の利用者負担	0%(県が全額補助)		
責任共有	責任共有制度対象	責任共有制度対象外	
借換え	熊本地震分(※1)について可能		
申込先	商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関 (注)融資に当たっては、金融機関や信用保証協会による審査があります。		
取扱開始	令和2年3月10日(火)		令和2年3月23日(月)

※1 熊本地震に関する熊本県制度融資(SN4号、激甚、小規模事業者おうえん資金(一部))、及び市町村の熊本地震に関する特別融資分。

(必要書類については裏面に記載)

熊本県金融円滑化融資制度に係る必要書類

- (1) 県独自分・・・県融資制度書類(下記)
- (2) 国指定分(セーフティネット保証4号)・・・県融資制度書類(下記)
および「セーフティネット4号認定申請書」
- (3) 国指定分(危機関連保証)・・・県融資制度書類
および「危機関連保証認定申請書」

※(2)、(3)の認定申請書は、いずれも熊本市から事前に認定を受ける必要があります。

<県融資制度書類>

【所定様式】

- 借入申込書
- 信用保証委託申込書
- 申込人(企業)概要書
- その他信用保証申込関係書類
- 売上減少理由書((1)県独自利用の場合のみ)
- 受注工事明細書(建設業等の場合)
- (飲)宣誓書(飲食業の一部のみ)
- 月別売上表(※売上減少を比較する資料)
- 個人情報同意書(熊本商工会議所用)

【コピー提出が必要な書類】

- 決算書と勘定科目内訳書(直近2期分)
- 残高試算表(決算月から6ヶ月以上経過している場合)
- 営業許可証(許認可が必要な業種に限る ※飲食店の場合:保健所の営業許可証)
- 定款(保証協会の利用が初めての場合)

【公的機関にて取得が必要な書類】

- 印鑑証明書(法人及び代表者 各2通 ※個人は代表者本人 2通)
- 商業登記簿謄本(保証協会の利用が初めての場合)※発行後、2ヶ月以内のもの
- 「県税未納なし」の証明書(第28号 その6様式)
- 「市町村県民税」納税証明書(直近2年分 ※保証協会の利用が初めての場合)
- 市県民税所得・課税証明書(直近2年分 ※個人、および保証協会の利用が初めての場合)
- 認定申請書((2)セーフティネット保証4号または(3)危機関連保証利用の場合のみ)

<セーフティネット4号認定申請書および危機関連保証制度の認定について>

○交付窓口:熊本市商業金融課(8階) TEL:096-328-2424

○認定要件

・セーフティネット4号認定

- 1 熊本市において1年以上継続して事業を行っていること。(要件緩和あり)
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、直近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。(要件緩和あり)

・危機関連保証制度認定

- 1 熊本市において1年以上継続して事業を行っていること。
- 2 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること。(要件緩和あり)
- 3 原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。(要件緩和あり)

※認定基準について運用の緩和も図られておりますので、ご不明な点や上記基準に当てはまらない場合があります。お問い合わせください。

※市役所を訪問される際には、次の書類(資料)をご持参ください。①セーフティネット認定申請書、または、危機関連保証制度認定申請書、②熊本市で事業を行っていることがわかる書類(履歴事項証明書、土地・建物の賃貸契約書の写し等)、③月別売上表、④認定要件を満たす売上高の減少がわかる資料